

会議名 平成26年度茨城県入札監視委員会第3回定例会議

日時 平成27年1月29日(木)

10:00~13:56

場所 市町村会館202会議室

経営事項審査会場

開会 午前10時00分

(1) ××地盤改良工事

○委員

それではご説明いただきました案件につきまして、早速審議に入りたいと思います。まず、最初の××の××地盤改良工事につきまして、ご説明のほうをよろしく願いいたします。

○説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。

まず1件目の案件、××で発注しました××地盤改良工事について、審議事案説明書に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

まず1ページをごらんください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。工事名は××地盤改良工事でございます。

工事種別は土木一式工事でございます。工事場所につきましては20ページをお開きください。工事場所は、上段赤丸で囲っております××でございます。

××河川改修事業に伴い、××市道橋かけかえが必要となり、架け替え場所が軟弱地盤であったことから、ピンク色に染められた部分の地盤改良工事を行うものでございます。

1ページに戻っていただきまして、工事概要でございますが、地盤改良工事延長L=50.8メートルで深層混合処理N=426本、表層混合処理V=6,405立米でございます。

次に入札参加資格でございます。

まず1点目が、設計金額が3,000万以上のため、平成25・26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けがS等級またはA等級の者であること。2番目が、茨城県内において同種工事(深層混合処理工法のうち、スラリー攪拌による地盤改良工事)、類似工事として深層混合処理工法のうち、スラリー攪拌工以外及び表層混合処理工法による地盤改良工事、置換工法による軟弱地盤処理工事を元請けとして施工した者のうち、平成15年4月1日から平成25年3月31日の期間に竣工した実績がある者であること。

3点目としましては、現場への技術者の配置につきまして次に掲げる基準を満たす主任技術者または管理技術者を専任で配置できること。一つとして1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。また、これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

次に、監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者

であること。

次に、茨城県内において同種または類似工事または河川改修工事（築堤工事、護岸工事、床止め工事、堰・水門工事、樋門・樋管工事、河道掘削工事として維持修繕工事を除く）を元請けとして施工した者のうち、平成15年4月1日から平成25年3月31日までの期間に竣工した工事の施工経験を有する者であること。

次に、競争参加資格確認申請のあった日において、引き続き3カ月以上の雇用関係がある者であること。

4点目としまして、××管内のいずれかに建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

5点目として、土木一式工事について特定建設業の許可を受けていることとしました。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますけれども、深層混合処理における改良材の混合における品質管理が重要な工事であるため、企業の実績や技術力などの価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行しました。

総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、お手元の12ページと13ページに記載しているとおりでございます。

この資格要件によりまして、応札可能業者は33者でございました。平成25年6月12日に公告を行い、12者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、12者全て参加資格有りと確認されました。

次に入札の経緯及び結果でございます。

同年7月10日に開札した結果、参加資格が確認された12者全て入札参加をしました。落札者は××。予定価格は税抜きで1億8,200万円。これに対しまして、入札金額は税抜き1億6,380万円、落札率は90%でございました。

2ページをごらんください。

2ページに入札書取書を添付しております。この入札は、税抜きの入札価格でございます。低入調査基準価格1億6,129万を下回った者が2者ございました。

次に15ページをごらんください。15ページの下段の欄をごらんください。

総合評価方式に関する評価結果でございます。第1位の評価者である××につきましては、調査基準価格を下回っているため、要領に基づいて調査した結果、低入札価格調査判断基準の2その他の判断基準に該当するため、失格となりました。失格理由は、入札時に提出した工事費内訳書と各種調査票との記載内容が整合しないためでございます。

次に、第2位の評価者である××につきましても、調査基準価格を下回っているため、調査した結果、低入札価格調査判断基準の1数値的判断基準に該当するため失格となりました。失格理由は、一般管理費におきまして、設計金の30%以上のところを5.9%となっているため、失格となりました。

よって、第1位評価者及び第2位評価者が低入札価格調査判断基準により失格のため、低入札者ではない第3位評価者である××と契約を行いました。16ページと17ページに、そのときの低入札価格調査制度実施運営要領に基づき行った低入札調査結果を記載しております。

次に18ページをごらんください。

変更契約の内容についてご説明申し上げます。

まず1点目は、地盤改良工におけるセメント添加量の変更です。本工事は、土にセメントを混ぜて所定の強度にすることを目的としております。工事発注時は所定の強度にするのにどのくらいセメント量を添加すればよいのかにつきましては、現地の地質から推定して決定しております。

施工する際、工事施工前に現地の土を採取して室内配合試験を行い、推定量と異なる結果が出たため変更を行う必要が生じたためです。

2点目は、既設の用水樋管撤去の追加変更でございます。地盤改良工事を行うに当たりまして、地下に埋設されている構造物を事前に撤去する必要があり、このため当工事を行う前の前年度に発注しました橋梁迂回路設置工事におきまして、土地改良区が管理する用水樋管を撤去する予定でしたが、工事着手前に用水として利用する時期を外すよう、土地改良区から条件が追加されたことから、用水樋管撤去を削除して減額変更しました。

その用水樋管撤去につきまして、当工事において撤去を行うため追加変更を行い、税込で903万円の増額変更をしたものでございます。

次に19ページをごらんください。

工事成績評価結果でございますが、評価点は80.4点でございます。

最後に21ページでございます。

上段の写真でございますが、深層混合処理として地盤改良施工中の写真でございます。施工中にセメントを添加して攪拌することで固結した柱状の改良体を造成するものでございます。

下の写真は完成写真でございますが、うっすらと白くなっている部分の円形状のものが地盤改良された箇所でございます。

以上、簡単でございますけれども、審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

○委員

すみません、一つだけよろしいでしょうか。

変更契約の内容の件なんですけど、この表層の混合処理及び深層混合処理ですか、この変更の部分と、埋設物の撤去の2点ですよね。変更箇所としまして。これは、除却を本工事でやるためにプラスになったということですよ。

○説明者

そうです。埋設物の撤去はそうです。

○委員

どのぐらいの割合なんですか。要は地盤処理のお金のプラスと。

○説明者

変更増額といたしますと、最終的には、直工で見ますと全体で660万円です。そのうち地盤処理に関係するものが、深層混合によるものがマイナス210万円。それから表層混合によるものがプラス370万円。それから残りが、用水樋管の撤去工事で約500万になっております。

○委員

これは管理者との協議は、要はそれを管理している土地改良事務所ですよ。土地改良事務所との話し合いが、こういう本契約を結ぶ前に行われるということはないんですか。どのような段取りで進めていくかと。要は、契約後にこういう変更が出るのではなくて。

○説明者

前の迂回路設置工事のときに撤去する予定でしたが、その中では土地改良区と話がついてきたわけなんですけど、実はそうすると撤去工事して1年、それから地盤改良をやって2年。橋がつくまで2年間水がとれなくなるとしますと、それ代替えでポンプアップしないといけないということで、この地盤改良と合わせると1年だけとれなくなるという、その期間の短縮が大きかったのかと考えております。そのためにこちらに。とる時間を長くしてこちらに計上したということでございます。

○委員

土地改良のほうの事務所としても、想定外に期間が長く埋め込まれてしまったということ。

○説明者

そう理解しております。

○委員

要するにこういうふうにしてほしいということの要望が改めて出てきたということなわけですね、そうしますとね。

○説明者

そうです。

○委員

はい。わかりました。

○委員

ほかに。ほかにありますでしょうか。

○委員

冒頭に説明はあったかと思うんですが、もう一回確認したいんですが、全体この一帯のどういう工事の中のこの工事なのかというところを、最後の20ページのあたりのところをもう一回合わせて説明いただけますか。

○説明者

一番下に写真がございますね。橋がかかってますね。ここを河川改修すると川幅が広がります。そのためにはこの橋を新しくかけかえるわけです。そうすると、左右岸に橋台をつかって、上部工をつくるというのが本来のメイン工事になります。

その前段としまして、ここを写真でわかるように田んぼで非常に地盤が軟らかいとか弱いということで、このまま施工すると、将来道路で約40センチメートルほど地盤が下がってしまうという計算上結果が出たということと、さらにはそういう建設機械を入れてもやっぱり地盤が下がってしまうということがございますので、地盤の強度を上げなきゃいけないということで田んぼの土にセメントを混ぜて強度を強くして地盤が沈下しないように、さらにはそういう建設機が入っても沈まない形という、その前処理の地盤改良工事になります。

○委員

川幅を広げるということは、この川に沿ってずっと一帯、上流から下流まで同じように広げていく。

○説明者

3倍ほど広がっております。

○委員

将来的にも。ずっと。

○説明者

そうです。これは写真がちょっと古いんですけども、平面図、ちょうど真ん中に平面図がございますけれども、これは今の川が水色でございます。そこに緑が三つあると思えますけれども、真ん中に。両サイドが橋台で真ん中が橋脚ということで3倍ほど川幅が広がるという形になります。その前後を今回、地盤改良で固めたと、強度を増したという工事になります。

○委員

この平面図でいえば左右にわたる道路との関係でということですか。それとも、この××の。

○説明者

その隣り、横断図がございますね。赤く2本染まってますね。一番右側は堤防の道路ができる場所なので、ここは沈まないように固めてるわけです。それから前面、これは河川改修で掘削かけます。そうすると、田んぼみたいな軟らかい土だと、掘削するとこの断面が維持しないで動いてしまうということで、そこを動かさないように固める。前後のこの2本の意味合いでやっております。

○委員

つまり、道路とか橋がかかっているからここだけということじゃなくて、川全体的にずっと同じようにしたということですか。

○説明者

ここだけです。ここです。

○委員

ここだけ。ここだけ川を広げる必要があるんですか。

○説明者

下流からずっとやっています。

○委員

広げるのは広げるけど、強化するのはここだけ。

○説明者

ここだけ、この橋梁に関しての部分だけになります。

○委員

広げていくに当たっても、そのように工事はずっと行われているということ。

○説明者

そうです。

○委員

50メートルに1億5,000万という感じはあるんですけど。しかも地盤強化だけで。

○委員

そうですね。確かに。橋台を持たせるためにかなりの深さ、かなりの強度を持たせないと危ないんだと思うんで。

○委員

それで、ここは交通量とかは結構ある場所なんですか。

○説明者

朝夕の裏道みたいな感じで、朝夕だけです。車が通勤として抜ける。普段は農作業用程度でございます。ただ、これも市と協議してやっぱり改良してほしいという話になりますので、こういう形になっております。

○委員

この道路自体は幅員が何メートルになる道路ですか、これでいくと。要は、センターラインがあるような幅広の道路ですか。それとも。

○説明者

全長4メートルぐらい。

○委員

この道路のためだけにこれだけのお金をかける必要があるのかという、どうしても疑問がおありじゃないかと思うんで。

○説明者

現況が約4メートルぐらいですね。

○委員

4メートル。4メートルですか。

○説明者

ぎりぎりすれ違うぐらいですね。それを道路構造令にてらしあわせて、5メートル程度の幅員になるということでございます。安全にすれ違えるようにという。

○委員

多少は、安全性は確保できる。

○委員

入札のあり方ということもさることながら、工事の必要性ということについて意見が出ましたが、この案件はここまでとしますので、今後の発注に当たりましてはきょうの審議の結果を踏まえまして、発注をお願いいたします。

○説明者

わかりました。どうもありがとうございました。

(2) ××耐震補強工事

○委員

では2番目の案件について。××のほうからお願いします。

○説明者

××でございます。よろしくをお願いいたします。

××耐震補強工事に関しまして説明をさせていただきます。

○委員

よろしく願いいたします。

○説明者

座って説明をさせていただきます。

まず、耐震補強工事に関してでございますが、平成19年に茨城県耐震改修促進計画、これは法定計画でございますが、そういったものを策定しまして、官民間問わず建築物の耐震化を進めているところでございます。

そして、今回ご説明をいたします××に関しまして、まさにこの計画に基づきまして耐震計画を行ったものでございます。

続きまして建物の概要でございますが、恐れ入りますが資料の13ページをお開き願います。よろしいでしょうか。13ページです。

こちらに××の案内図と、それから建物の配置図が出てございます。場所は××でございます、旧のいわゆる××でございます。××でございます、具体的な××の場所でございますが、13ページの右側の配置図をごらんください。

そちらに左の中ほどに斜線を引っ張ったものがございます。こちらが工事対象の××でございます。この建物は昭和57年に建てられた××でございます、平成24年に耐震診断をしまして、地震に対して脆弱であるという判断が出たことから耐震補強を行ったものでございます。

具体的には鉄骨の2階建てでございます、1階が××、2階が××ということでございまして、延べ面積は約440平方メートルといった施設でございます。

それでは概要についてご説明をしますので、お手元の資料の1ページをごらんください。1ページでございます。よろしいでしょうか。

まず、入札方式でございますが、これは一般競争入札でございます。工事名称は、再三になりますが、××耐震補強工事でございます。

工事種別は建築一式、工事場所は、××ということでございます。

具体的な工事の中身でございますが、耐震補強工事一式工事ということで、鉛直ブレースを4カ所、鉛直ブレース、水平ブレースもそうでございますが、ブレースというのは柱と柱の間にばってんを、鉄骨でつけるものです。そういうご理解をいただければと思います。

鉛直ブレースは要するに縦のブレースでございます、具体的には1階は××になりますが、そちらの××の四隅に、要するに縦のばってんをそれぞれ壁に入れるという工事でございます。

それから屋根面の水平ブレースでございますが、これは2階の××になろうかと思いますが、見上げますと屋根がございまして、そちらに水平にやはり4カ所ばってんを入れる。そういう工事でございます。

続きまして入札参加資格でございますが、まずこれは管内でございますが、いわゆる学校そのものが××の管内でございますので、××、それと隣接の××を対象としてございます。ランクはAまたはB等級ということでございます。

2ぽつ目ですが、これは建築独特のルールでございますが、年間平均の完成工事高が予

定価格以上であるということでございます。具体的には同表の一番下に入札の経緯及び結果の欄でございますが、上から3行目、予定価格というのがございますが、1,110万、税抜きでございますが、要はこれ以上の年間の平均完工高、工事高があるということが条件でございます。

それから3ぽつ目でございますが、これは過去20年間においていわゆるこういった工事の実績が会社としてあるということ、条件の一つとしてございます。

それから一番下の4ぽつ目でございますが、こちらは主任技術者という建設業法上の資格者がございますが、そういった資格者を配置できるということ、以上四つを主な骨子としてございます。

そして、次の入札参加資格設定の経過及び理由でございますが、これは基本的に30者以上で競争性を高めるというような原理原則がございます。そういったこともあって××を指定したわけございまして、結果的には応札可能業者数は46者ということでございました。

そしてその下、入札参加資格確認申請者数でございますが、2者ございまして実際に入札をしたのは2者ということでございます。

契約金額は、これは税込みでございますが、1,129万8,000円ということでございます。

一番下、入札の経緯及び結果でございますが、今ご説明したとおり入札参加者は2者でございますが、落札者は地元の××ということ、予定価格は1,110万円、これは税抜きでございます。紛らわしゅうございますが、これは税抜きで1,110万でございます。

そして実際の入札金額は2行下になりますが、1,076万円ということでございまして、落札率は96.9%ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、次に入札の書取書でございます。××、両者が応札をしたということでございます。

それから3ページから6ページ、こちらが内訳書になります。いわゆる我々が予定価格を算出する根拠となる内訳書でございます。

そして7ページから10ページでございますが、こちら入札公告でございます。先ほど私が縷々ご説明しましたが、対象土木管内や工事実績、そういったものが詳細に書かれたものでございます。そちらが7ページ、8ページ、9ページ、10ページまでということで添付をさせていただいてございます。

それからちょっと飛びますが、14ページをお開きください。

横書きで恐縮でございますが、こちらが図面でございます。図面の右側の上の図面、改修後の上の図面ですね。そちらに三角形の黒い印がご確認できるかと思うんですが、こちらが先ほど申し上げた、いわゆる垂直ブレース、縦のブレースでございます。いわゆる××の四隅に配置をしたということでございます。

具体的な出来形でございますが、そちらは15ページ、16ページに写真がついてございまして、15ページが着工前でございます。そして16ページがブレースを、これは縦のブレースのみで恐縮でございますが、ブレースを設置した後の写真でございます。

一番わかりやすいのは3枚あるうちの一番下の写真でございます。そちらを比較すると、15ページの高窓のほうにはブレースは見えてございませませんが、16ページの写真を見ると高窓のところにブレースの頭が見えているということでございます。

説明は以上でございます。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員

応札可能業者数が46者であるにもかかわらず、申請が2者で、参加されたのが2者ということで極端に少ないかと思うんですけれども、その理由としては考えることはございますか。

○説明者

あくまでも推測ではございますが、やはり今耐震、これはもう具体的に法律が建築物の耐震改修の促進に関する法律というものができておりまして、要するに日本全国全ての都道府県でいわゆる耐震補強推進計画をつくっているという状況があって、県内でも市町村も同じなんです。やはり学校を中心に耐震をせねばならんということでございまして、相当数、数が出ております。

ですから、なかなか1件に関して、10者、20者、30者というのは、なかなかそういう状況じゃないというのが一つあるかと思えます。

それからやはりどうしても地元の建物に愛着というかこだわるといような、業者のほうの考え方もございまして、そういった件数が多いこと、それと実際にいわゆる元施工なんて我々は言うてございまして、そういったバランスの中で結果的に2者になってしまったのかなというふうには思っております。

○委員

ちょっとその後者のバランスという話がよくわからないんですけれども、同じような工事が同じ区域内でもほかにも多数行われていて、ほかの仕事を受けているというようなことでいってるんじゃないかということは理解はできるんですが、バランスというのが。

○説明者

2者のバランスというよりは、主たる理由としてはやはり件数がかなり多いということに尽きるかと思えます。

最後の2番目に私が申し上げた愛着とか地元ですよ。それに関してはもともとやっぱりBないしはAの業者になりますんで、そんなに数も多うございませんで、主たる理由はやはりとにかく市町村、県、入り乱れて非常に、民間もそうですけれども、件数が多いということなのかなと思います。

○委員

地元の仕事は狭い地域のエリアの業者がみたいなことに、もしなっているのであれば、逆に応募資格をもっとエリアを広げるみたいなことが入札、当然入札という観点からいえば必要んじゃないかなという気はしますけど。

なんとなくそういう暗黙のルールがあって、県からにせよ、市町村からにせよ、ごくごく近いエリアの限られた業者しか応募していないんだとすればですね。

○説明者

特に市町村なんかはもう地域の業者優先でやってございまして、ですから、××で我々が出しても、要するに××の中学校とか小学校ですよ。そういったものも結構やってお

りますので、そちらに流れていったのかなというようなこともあるかと思えます。

○委員

原則、××にプラスして××まで広げてるわけですから。

○説明者

そうです。基本的に30者以上ということがございますので、本来的にはこれは××の案件ですから、××が一義的に決めるわけです。ただ、それでも30いきませんでしたので、隣接の××を加えた。そして結果的に46者になったと、そういうことなんです。

○委員

だから、県がこの区域に限らず、恐らく耐震補強というのはやられていると思うんですが、ほかのエリアのこともご承知ですか、状況は。

○説明者

ほかの何ですか。

○委員

ほかのエリア。このエリアのことしかご存じないですか。つまり、耐震補強工事一般でやっぱり多数の工事が行われているから、実際の参加者が少ないというような傾向があるんでしょうか。このエリアに。

○説明者

このエリアに限らず、実際に県で満遍なくやっておりますけれども、どうしてもやはり実際の応札者は少ないというのが、少なくとも30はいかないというのが、それは現実でございます。

○委員

応札可能じゃなくて実際に出すということですか。応札する人。

○説明者

要するに、今回2者ですけれども、ほかの。

○委員

応札可能じゃなくて実際に出す人です。

○説明者

実際出すのは、やはりかなり少ないです。

○説明者

昨年度、当課で24件ほど不調が出ていますけれども、応札者がいない不調になっていきます。例年ですと一桁です。それで実際のところ中身を分析しますと、要は建築工事一式なのでいろいろな業種が集まって一つの仕事をするので、下請けがいない状況です。

下請けがいなくて応札もできない。参加もできない。そういう状況になっていまして、今年は少しは改善されて今のところ一桁で6件ぐらいで不調は終わっていますけれども、昨年特にそれが、前々年度も、一桁ですけれども、去年だけ急に、1年間で154件に対して24件ぐらいの不調が出ておりまして、そういうことが非常に響いていて、ほかの地域の案件に対してもなんとか2者、3者ぐらいの申し込みがあつてなんとか成立したというのが去年の状況となっております。

だから、この地域のこの案件だけという話じゃなくて、県内全体で同じような状況となっております。

○委員

今話を聞くと、人手不足的なところとかそういったところのかかわりだと思んですけど、一方でさっき一番初めにご挨拶、××のほうからもあったように、少し資材の高騰とかで、そういった部分での予定金額にちょっとという会社も多いんじゃないかなと思うんですけど、そういったところはどうか。金額的な話。

○説明者

特に耐震補強工事と申しますと鉄骨の使用が多いですね。今、委員がおっしゃられたように、やはりかなり需要過多と申しますか、そういう状況です。

一方で特に学校関係ですと、文科省のほうで26年度中に基本的に100%やれというようなことになってございますので、県もしかりですし、市町村ももう夢中で出している。そういう状況なんですね。

ですから、鉄骨の特に加工手間というんですか、それがかなり高騰はしています。資材のほうは我々なんとか我々の営繕単価というのがございますが、そちらのほうでフォローしてる状況なんですけど、いかんせんやっぱり加工賃が相当はね上がってまして、具体的にはその対策としまして私どものほうでは、従前は市場単価のトレンドで価格を設定しておりましたが、最近、一昨年10月からそこはもう見積もりに切り替えまして、より実際価格に近い形で単価を設定するというところでやっております。

それが功を奏したのか、今年は不調も6件ということで、それでもかなり落札率、今回も96.9%で高いですから、やはりまだ既成価格とのかい離と申しますか、それはあるのかなと思っております。

○委員

この年度で言えば、2者あって落ちただけよかったほうだというようなところですが。

○説明者

正直ほっとしたということだと。要は、1者ですと不調になってしまいますし、ですから正直なところありがたいというのがあるんですね。

○委員

この案件もこのぐらいということにさせていただきます。不調の問題はなかなか深刻な問題ですし、きょうの皆様のご意見等を踏まえながら、また今後ともご発注をいただきたいと思っております。

○説明者

わかりました。

○委員

どうもありがとうございました。

○説明者

どうもありがとうございました。

(3) 道路改良舗装工事

○委員

お待たせいたしました。3番目の案件につきまして、××のほうからご説明を。

○説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、工事の入札及び契約の運用状況につきましてご説明申し上げます。お手元のNo.3の説明書の中の1ページ、審議事案説明書をご覧いただきたいと思います。

工事の名称は、××道路改良舗装工事でございます。

工事の種別は、土木一式工事、工事の場所は、××でございます。

恐れ入りますが、15ページの位置図をご覧いただきたいと思います。

中央に楕円で囲んだ場所がございますが、こちらが施工箇所でございます。

次の16ページが施工場所の平面図でございます。施工するエリアを濃い色で塗りつぶしております。

1ページに戻っていただきたいと思います。

上から5番目の枠、工事の概要でございます。この工事は、県道の局所的な改良工事で、具体的には道路の幅員が狭隘な箇所ののり面を掘削してブロックを積み、道路幅を広げてセンターラインを設置いたします。車両は交互通行が可能となり、見通しもよくなりまして、さらに歩道を新設いたしますので歩行者の安全も確保されるといった効果のある工事でございます。

工事の延長は180メートル、ブロック積工は247平方メートル、排水工は174メートル、下層路盤工は590平方メートル、上層路盤工は552平方メートル、アスファルト舗装の基礎工と表層工も552平方メートルでございます。

次に入札参加資格についてご説明いたします。この工事は予定価格が1,000万円以上の工事でございますので、一般競争入札の方式によって入札を執行しております。入札参加資格は土木一式工事のS等級またはA等級で名簿登載のある業者とし、この工事が現道の交通を確保しながらの施工であり、安全かつ迅速な施工が求められるため、工事の品質を確保する観点から、最近10年以内に県内で同種または類似工事の施工実績があることという条件を付しました。

同種または類似工事とは、路盤路床工を含む工事かつ舗装施工総面積1,000平方メートル以上のアスファルト舗装溝を含む工事といたしました。

次に技術者についてですが、供用されている道路上の工事ですので、安全対策や施工管理に万全を期する必要があることから、一級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士の資格を有する主任または監理技術者を専任で配置することといたしました。

また、地域要件の設定につきましては、この工事の予定価格ですと土木部のガイドラインに基づきまして、××管内と××管内の業者という要件になりますので、そのとおり設定した結果、応札可能者が31者と見込まれました。

以上のとおり入札参加資格の条件を付しまして、平成25年10月3日に公告し、10月29日に開札を行いました。

4者から競争参加資格確認申請があり、入札参加も同じく4者。予定価格は、税抜きで3,300万円。最低制限価格は、税抜きで2,881万円。落札者は、××。落札金額は、税抜きで3,200万円。落札率は96.9%でございます。入札の結果につきましては、2ページに入札書取書を添付してございます。

次に変更契約についてご説明いたします。13ページをごらんください。

13ページの変更契約内容の公表の下のほう、変更の理由の欄でございます。

当工事につきましては、××との協議によりまして、市が実施する道の駅建設事業へ残土を提供することになっておりまして、当初は××から××の残土仮置き場への搬出を指定されておりました。

しかし、市と地元との調整不調により、地元住民から残土搬入への反対があり、当初の指定地への搬出ができなくなりました。このため、市から改めて××の搬出先を指定されることとなり、残土の運搬距離に変更が生じたことなどの理由により設計変更を行い、変更契約をいたしました。

次の14ページに添付してございますが、工事成績評定は79.5点でございます。

最後に、17ページの完成写真をごらんください。

上の写真は、工事の始点側からの写真でございます。竣工後は道路の拡幅と歩道の設置により、見通しの悪い狭隘な箇所が改良され、車両の通行と歩行者の安全の確保を図ることができました。

なお、下の写真は工事の終点側を撮影したものでございます。平成25年度におきましては、予算の都合で終点付近はのり面工事のみを施工し、道路の路面は拡幅せずに竣工となっておりますが、引き続き平成26年度の国庫補助事業でこの路面の拡幅も含めて、隣接区間までの道路改良舗装工事を施工しております。

簡単でございますが、これで概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○委員

変更契約のほうの残土処理の件なんですけど、これはどのぐらいのボリュームというか、例えば10 tで何回往復とか何かございますか、資料的な。

○説明者

少々お待ちください。

残土の運搬土量が2,600立米でございます。

○委員

ちなみにこれ、変更後は××ということですが、どのくらい距離数が変わったんですか。

○説明者

これが当初の××ですと8.5キロメートルでございましたけれども、××に変更になりましたして10.9キロメートルになりました。

○委員

トラックにして何台分かというのがちょっとピンと来なくてあれなんですけど、そんなに変わるものなんですか。186万。

○説明者

はい。変更契約の主たる理由がこういうことだったんですけども、それ以外にも変更の項目がございまして、例えば新しい搬出先にダンプトラックが進入する場合に、非常に

軟弱な地盤だったので、敷き砂利を追加したりとか、そういうほかの変更もございました。全部合わせまして、180万余の変更増額となっております。

○委員

わかりました。

(4) 道路改良舗装工事

○委員

では、4番目の案件で、××のほうから。

○説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、対象工事につきまして資料1ページの審議事案説明書によりまして説明をさせていただきます。また、併せまして図面等もございますので、併せまして説明させていただきます。

初めに入札方式でございますが、予定価格が1,000万円未満でございましたので、指名競争入札で実施したものでございます。

次に工事名でございますが、××道路改良舗装工事でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、××でございます。

次に工事概要でございますが、道路改良舗装工事で延長125メートルでございます。

道路改良舗装工事125メートルのうち下層路盤工190平方メートル、それから上層路盤工152平方メートル、それから表層工152平方メートル、歩道路盤工、それから歩道舗装工それぞれ148平方メートルでございます。また、排水構造物の工事としまして77メートルを施工してございます。

続きまして12ページの位置図、それから次のページの13ページの平面図をごらん願いたいと思います。

××でございますが、××を經由しまして、××に至る道路でございます。工事箇所は、××近くの南西に位置しております。図で赤で示してございますが、市街地の道路でございますが、道が狭くカーブが多いところであることから、幅員を広げまして歩道を確保して安全な、快適な道路を整備することとしまして、平成13年度から延長160メートルを事業化してございます。

これまでに、路線測量、道路の詳細設計、用地測量を行った上で用地を買収しまして、工事を進めております。本件の工事で事業完了となっております。

次に、対象となっております工事の状況でございますが、恐れ入りますが14ページの着手前の写真と、それから次のページ、15ページの完成写真をご覧願いたいと思います。

各ページとも上段の写真が××から××に向けて撮影したものでございます。起点側の工事箇所でございます。

中段の写真でございますが、工事箇所の中ほどの場所でございますが、写真の右側が拡幅されて歩道の整備をされたことがわかるかと思っております。従来、道幅6メートルに満たない道路が11メートルの道幅に拡幅され、整備されました。

下段の写真は終点側の状況でございます。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきたいと思えます。

次に指名業者数でございます。指名競争入札制度に基づきまして、業者数は12者となっております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

当該工事は、××の現道における道路改良舗装工事でございます。地域の精通度が重要であることから、地元××に主たる営業所を有します一般土木Cランクの業者及び××に主たる営業所を有します一般土木Bランクの業者のうち、県発注工事の施工経験があるなど工事に必要となる技術水準と同程度以上の工事施工実績を有する12者を選定してございます。

次に契約金額でございますが、税込みで886万2,000円でございます。

次に入札の経緯、結果でございます。

入札参加者が12者、落札者は××。予定価格は税抜きで894万円、最低制限価格は776万円、入札金額は税抜きで844万円、落札率は94.4%でございました。

以上、簡単ではございますけれども、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員

ただいまの説明につきましてご質問ございましたら。

○委員

ちょっとよろしいですか。10ページの変更契約内容のこの表の中で、変更の理由が書いてあるんですが、もう少しこの内容についてちょっと変更の中身を説明、もう少しわかりやすく。例えば、表層工をどういうことで、そういうのをちょっと。

○説明者

当初設計において拡幅分のみ、今回広げる部分のみの改良工事として発注したわけですが、現地を精査しましたところ、道路の直角方向のいわゆる横断方向の水を排水するわけですが、雨が降った場合ですね。その排水勾配が確保できなくて、水たまりができてしまうような状況がありましたので、このまま施工しますと今お話ししましたように路面に水がたまりますので、路面の排水機能の確保を目的としまして舗装盤を撤去して、一番上の舗装の表層工を50平方メートルほど追加して排水をスムーズにできるような工事を追加したということでございます。

○委員

どうもありがとうございました。

○委員

ちなみにその指名業者の選定のところなんですが、1ページ目の。××はCランクで××はBランクなんですけど、両方××のほうがちょっとランク上なんですけど。

○説明者

××は、××と××で合併した市でございます。今回、1,000万未満ということで格付け的にいいですとCランクの会社でございますが、現地を精通しているとかそういうさまざまな観点から、業者数がCでは足りないということで、地元精通している××の直近上位のBランクの会社を8社入れたということでございます。

○委員

先ほど聞き漏らしたかもしれないんですが、本件でこの事業を完了というお話だったかと思うんですけども、その前の段階で13ページのこの部分です、赤いのはこの部分ですとか、そういったところは工事が進められてきて、今回この赤の部分は行われたという理解でよろしいのでしょうか。

○説明者

そうですね。今回延長は125メートルで、全体計画としましては160メートルございまして、過年度に35メートルの工事が終わりました、その後用地買収で地権者のご協力もいただきましたので、一連で用地の確保ができたということで、今回125メートルの延長で工事を入れたということでございます。

○委員

その過年度に35メートルだけやって、今回125メートルということで、その一緒にできなかった理由というのは、用地買収の関係ということですか。

○説明者

ええ。そうですね。間口がかなり広い地権者さんがおまして、一連で買えることがこれまでできなかったということで、用地買収ができましたので、当年度に工事を入れたということでございます。

○委員

用地買収が全部できてから、160メートルまとめてということは、それはなかなか難しい。

○説明者

なるべく早期にできるところから道幅を広げて交通の安全を確保したり、あとは歩道を設置して歩行者の安全を確保するというを第一に考えまして、できるところから工事に入るということを、また、地元から強いご要望が出ておりましたので、できるところから工事を着手したということでございます。

○委員

では、この件はこのぐらいということにいたしまして、今日出ました質問とか意見を踏まえながら、また今後の発注のほうに生かしていただければと思います。ありがとうございます。

○説明者

ありがとうございました。

(5) ××泊地浚渫工事

○委員

では、5番目の案件ですが、××のほうからご説明を。

○説明者

××でございます。

それでは、資料に従いましてご説明をさせていただきます。

1 ページ目の審議事案説明書でございます。

発注機関名が××ということで、入札方式が随意契約でございます。

工事名が、××泊地浚渫工事でございます、工事の種別がしゅんせつ工事でございます。

工事場所は××でございます。

位置でございますけれども、8ページをごらんいただきますと港の位置図がございます。右側、××として四角で囲ってありますけれども、××と三つある港区のうちの××といっていました××でございます。

9ページをご覧くださいますと、××の港内を拡大した図面がございます。図面の上側が南になりまして、海のほうになります。下側が北で陸側になります。図面中ほどにやや太いぎざぎざの線がございますけれども、これが岸壁を表してございまして、その線に沿わせてA、B、C、Dとアルファベットが打ってあるかと思っておりますけれども、これが岸壁の名称、呼称でございます。

それで、GとHの岸壁がちょうど片仮名のハの字のような形になっておりますけれども、その上のところに丸で表記した場所、ここが水域、航路になる施工場所でございます。

××は昭和60年、カーフェリーが就航いたしまして××でございますけれども、1日2便で週6日の週12便で結ぶフェリーの基地として発展してきておりまして、そのほかクルーズ船が着ける岸壁であるとか、マリナーなどが整備されている状況でございます。

現在、主要な施設は供用中ございまして、このGとHのハの字型の岸壁が、カーフェリーが専用に使っている岸壁でございます。

1ページにお戻りいただきまして、表の5段目、工事概要でございますけれども、泊地浚渫工事としましてバックホウ浚渫工が、体積で1,600立米でございます。

随意契約の理由でございますけれども、地方自治法施行令第167条2第1項第5号、これは緊急の必要により競争入札に付することができないときでございますけれども、この規定を適用して××と随意契約をしたものでございます。

この工事は、港内の深さの測量、深淺測量を実施しましたところ、港内第3埠頭フェリー一回頭エリア内の水深が、フェリーが安全に航行できる水深、7.6メートルに満たない6.9メートルというような、浅くなっている部分があるということが確認されまして、船舶の航行に支障をきたすということから、緊急的に泊地の浚渫工事を行ったものでございます。

××では、定期カーフェリー航路として1日2便が××との間に就航しているということございまして、××を結ぶ唯一の重要なフェリー航路でございまして、運航を停止するようなことがありますと、物流あるいは旅客に大きな支障が出るということが避けられません。

それから、水深不足ですと、航行の危険あるいは人命や物流への支障が予想されまして、海上保安部からも入出港の制限であるとか航路の閉鎖を指示されかねないような状況でありましたことから、船舶の安全確保、航路の維持のため一刻も早く浚渫する必要性がありました。

工事発注において、競争入札をしますと手続きに15日、これは一般競争入札の手続きにおける公告期間ということですのでけれども、こういった日数を要することになります。そのほか工事の準備におきまして、ちょうど震災復旧がピークを迎えていたころですので、当時作業船というのは震災復旧による需要が多くて、確保に相当な期間を要してしまうという状況でございましたので、工事着手まで事務手続きと船の確保まで相当時間を要すると

いう状況でした。

この間、早く危険な状況を回避しなければならないところでしたから、1日も早く工事に着手する必要がありました。

当時、調べましたところ、今回契約者であります建設会社はそのときに、北隣りに××がございますが、そこで作業船を使用して同様の浚渫工事を施工中であることがわかりまして、作業船が確保できているので、本工事に直ちに着手することが可能な唯一の建設会社でございました。

このようなことから、作業船が早期に確保できて工事に着手することができる施工者と、緊急の必要により随意契約を行ったものでございます。

契約金額が1,123万5,000円でございます、その他としまして予定価格が税抜きで1,070万円、見積額も同額でございます、4回の見積り合わせで決定となりました。

ここで資料の訂正をお願いしたいんですけれども、落札率が98.9%と表記してご提出させていただきましたが、正しくは100%でございますので、訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただ今のご説明につきましてご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

○委員

緊急を要するというので、これご説明大体わかりましたけど、一つちょっとご質問なんですけれども、深淺測量に関しては定期的に何年に一遍やるとか、そういったことは決まっておりましたでしょうか。

○説明者

震災前から年に1回、港の中と港の周囲につきまして、深淺測量を毎年継続的に実施してきました。震災がございまして、ご記憶にあるかどうか港内で大渦が発生したような津波の被害がございまして、これにより港内がかなり埋没というか、埋塞されたという状況がございまして、その後浚渫工事を行いまして、復旧した経緯がございます。

その後、1回目の定期的な深淺測量を平成25年の10月から12月にかけて実施いたしました、今回の浅くなっているという状況が確認されました。

○委員

その前の平成24年には、特にそういった兆候は見られなかったんですか。

○説明者

24年にはまだ見られませんでした。

○委員

前回の、その25年、発見する前のときです。

○説明者

まだそのとき災害復旧工事で浚渫中だったんです。工事は平成24年の夏ぐらいまで実施していました。

○説明者

6月まで震災復興の浚渫を行っていました。

○委員

そうすると、やっぱり震災に絡んで、今まで大体浚渫というのはある程度、砂とか入ってだんだん浅くなっていく。それがこういう地震があったがために、あるいは津波があったがために急にその部分が浅くなってしまったと考えられますか。ちょっとそこら辺が今まで予測的に、もうこのぐらいになったから、少しそれを考慮、考えなければいけないというのが一般的なあれですよ。検査であるとか測量ですよ。

そういった発見されちゃったということは、きっと緊急にそういった事態が起きたということによろしいんですか。

○説明者

はい。震災前は毎年維持浚渫をしなければならないような状況ではなく、いわゆる毎年深淺測量をやって、何年かに1度必要が出てきた場合にやるという程度だったんですけども、今回の場合にはそうやって復旧が完了して1年ぐらいたった段階でこういう状況が見られてしまいました。

フェリーの船長さんのお話なんかも伺いますと、多分感覚的な話だとは思いますが、以前はスクレーパーで底泥が巻き上がるような状況というのはなかったんですけども、どうも濁り水が巻き上がるような、若干、底質が変わってきているということがあるようです。

なおかつ、この工事を実施した後、今年の定期的な深淺測量も昨年の秋に実施いたしました。そうしたところ、やはりまた部分的に浅いところが発見されてきて、それも今後、浚渫をすることにしております。ですけれども、どうもそういう傾向が震災前と変わってきたということなんで、今、本庁のほうと調整しまして、少し抜本的といいますか、大規模に調査と浚渫を行うようなことはできないか、相談中でございます。

○委員

やっぱり泊地のつくり方とか、そういうことから、ある部分が浅くなっていくという傾向があったんですね、そうすると。それは非常にこれから気をつけないといけませんですね。どうもありがとうございました。

○委員

茨城県内でこういう浚渫ができる会社ってどれぐらいあるんですか。

○説明者

県内に本店、支店のある会社が17社ぐらいです。

○委員

たまたま今回は一番近いところに船が出てたのがこの会社ということですか。

○説明者

はい。那珂湊漁港で施工期間中だったんです。

○委員

船は会社が持っているんですか。作業船。

○説明者

所有は違う会社です。ただ、その期間、その元の工事期間中はその会社が占有して使用していたということです。

○委員

転貸していた感じ。

○説明者

はい。

○委員

平行して工事はやっていたことになるんですか。そちらの××とやりながらもこっちもやってみたいな、そういう感じ。

○説明者

はい。××の浚渫工事だったんですけれども、それは工期が長い期間とれている工事でした。

この工事につきましては、緊急性もあったということ、実際にはボリュームもそれほど大きくなかったものですから、実質、7日間で、そちらの工事にも深刻な影響を与えることはなく、施工はできました。

○委員

多少はお安くなったんでしょうか。金額的に。例えば、改めて作業船を持ってくるよりは。

○説明者

そうですね。回航費がかからない分安くなっています。

○説明者

通常、××から曳航してきますと距離が長いものですから、それだけ金額がかかるんですが、××からの曳航ですと、大体9キロメートル、直線距離9キロメートルですので、費用も安く済むということになります。

○委員

あともう1点、済みません。ここは、この泊地、基本マイナス8メートルですよ。最低でもマイナス7.5確保しろということだと思んですけど、これ、結局工事ではどの水深まで戻したことになるんですか。これ、マイナス6.9ではだめだから、最低水深のマイナス7.6までで浚渫したという意味ですか。それとも8メートルぐらいまでは逆に戻したというのは、せっかく。

○説明者

フェリーの満載吃水といいますのが6.85ございまして、それに10%加えた数値が7.535ぐらいなんですが、それを繰り上げてマイナス7.6メートルが余裕水深ということになります。その10%を確保すれば基本的には安全な運航ができるということになってますので、今回の浚渫工事につきましては、マイナス7.6メートルまでの浚渫をしました。

○委員

最低限度を保ったということですね。

○説明者

ええ。確保しております。

○委員

どうせやるんだったらもうちょっとこうね、マイナス8だったらマイナス8まで戻すとか、そういうこと。

○説明者

おっしゃるとおりでございますけれども、土量がまたふえると期間も長くなりますので、そうしますと、フェリーの運航にも支障が出ますので。

○委員

そうか。期間が長くなるね。金額的なこともさることながら期間も長くなる。わかりました。

○委員

見積額に関して、ちょっと聞き逃しただけかもしれない。要するにそこにその業者さんがいて、第4回決定みたいな資料がありますけれども、言い値というかそんな形になっちゃってるのか、やっぱり見積り合わせみたいなことをその1社だけでもやる中で、ここまですげられないかというような話をされたのかというようなことと、それと役所の中として1,000万というのは大きいのか小さいのかわかりませんが、緊急といった場合に、予備的にぱっと決裁で出るようなシステムになっているのかという2点、伺いたいんですが。

○説明者

まず、工事の価格につきましては、我々が持っています積算基準に基づきまして、発注者側が積算したものでございます。それを基に予定価格を設定いたしました。

見積り合わせを行いまして、業者さんに見積額を出していただいて、その予定価格を下回らなかった、予定価格よりも上だったものですから、繰り返しの札入れとなりました。

○委員

100%になるまで下げてもらったということ。

○説明者

はい。たまたま4回目に100%になったということでございます。

それから、どうしても緊急に必要なものですので、県内の4つある大きな港で、予算化してまずお金を寄せ集めたりして、緊急度に応じてこちらに使わせていただいたということでございます。

○委員

なんらか予備費的にはそういうものは、という感じですか。寄せ集めて。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○説明者

あるいはほかに予定したもので緊急度の低いものを翌年度に送ったりしておりました。

○委員

ありがとうございます。ここで出たような質問とかご意見、踏まえながらまた今後の発注に生かしていただければ。ありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

(6) 道路舗装工事

○委員

それでは6番目の案件につきまして、××のほうからご説明を。

○説明者

××でございます。本日は××が同席させていただいております。座って説明させていただきます。

お手元の資料案件No.6につきましてご説明をさせていただきます。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。審議事案説明書でございます。

入札方式は一般競争入札でございます。

工事名は、××道路舗装工事でございます。

工事場所は、××でございます。

この工事の位置図でございますが、17ページをご覧くださいと思います。

××の管内の位置図でございますけれども、中央付近に赤く着色された部分がございますけれども、ここが××の中心市街地でございます。

幹線道路は南北方向に××、それから東西方向に××が通っております。この××でございますけれども、現道が××周辺を通っております、慢性的な交通渋滞が発生していたことから、市街地を北側に避けたバイパス整備を平成5年度から行っております。

現在、××、右側の赤く着色された部分なんですけれども、××から終点側の現道接続まで約3キロメートル区間、優先区間といたしまして整備を行っております。

図面の右側の点線上の上を赤く着色された部分が、今回の舗装工事箇所でございます。

1ページに戻っていただきまして、工事の概要でございますけれども、延長が640メートルとなります。

主な工事内容でございますけれども、土砂掘削が1,000立米、路体盛土工といたしまして918立米、それから路面に降った雨を排水する側溝工、これが459メートルです。車道舗装工6,316平方メートル、歩道舗装工1,770平方メートルとなっております。

工事の完成写真が19と20ページに掲載されておりますので、合わせてごらんいただきたいと思います。

1ページに戻っていただきまして、入札参加資格でございますが、予定価格が下段にあります、1,000万以上であることから、舗装工事の格付けがA等級であること。それから過去10年以内に国、地方公共団体、公団が発注した舗装工事を元請けとして施工した実績があること。舗装工事につきましては、アスファルト舗装工事と限定をさせていただきました。

次に、請負に資する額が2,500万円以上であることから、入札参加資格欄の下から3番目と2番目のぼちの基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。

それから一番下のぼちでございますけれども、地域要件といたしまして、××管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

入札参加資格の経緯及び理由でございますけれども、先ほど述べましたように地域要件につきましては、××の入札参加資格を満たす業者数10社であることから、××管内を含めまして地域要件を設定させていただきまして、23者としております。

入札の結果でございますけれども、2ページの中段に落札結果をごらんいただきたいと思います。入札参加者は6者あり、その中で一番少額の金額を入れた、××が落札をし

ております。落札率は95.5%でございます。

3 ページが工事起工概要書でございます。

4 ページから 7 ページが、積算内訳書となります。

8 ページから12ページまでが入札公告書となります。

13ページが、公表した契約内容でございます。

14、15ページが、本工事について、2回変更契約を行っておりまして、1回目が14ページの変更の理由にも記載してございますけれども、当初の契約日が平成25年の10月1日以降で、変更後の引き渡し日が平成26年の4月1日以降になることから、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う税の増額分217万5,000円の変更増となります。

2回目が、15ページの変更理由にも記載してありますけれども、当バイパスは県の圃場整備事業で道路用地を創設換地により確保いたしました。この補助整備側の計画高、グラウンドレベルが変更となりまして、当初予定していた土砂法面でのすりつけができないという状況になりまして、擁壁工を変更追加したことから、774万3,600円の増額となりまして、これらの施工に、増に伴う工期を15日間延長しております。

16ページが工事成績評定結果でございます。評点が81点でございます。

17ページが先ほどご覧いただきました位置図、それから18ページは工事区間の平面図でございます。

19、20ページが、先ほどごらんいただきました完成写真となっております。

以上で私からの説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員

ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたら。

○委員

応札可能業者数は××には10者しかいないのということなのですが、実際に入札参加されている業者、リストが2ページにありますけれども、結果的にこれに限らず××からの入札というのは、結構ありますか。

○説明者

舗装に関しましては、やはりうちの管内10者しかいないもんですから、××も含めてエントリーされる業者がいるんですけども、通常の一般の土木の道路改良工事につきましては、管内にも業者数もありますので、管内で完結するような状況になっております。

○委員

実際、この2ページに表記されてますけど、××の業者はありますか。

○説明者

2番目の××と3番目の××と一番下の××が××から。

○委員

ほかに。

○委員

用地不足は設計変更で対応できたということですか。

○説明者

はい。そうでございます。

○委員

わかりました。

○委員

特になければ、この案件もこれで終わりたいと思います。今後とも適正な発注をよろしくをお願いします。

○説明者

ありがとうございました。

(7) 路側式標識等設置工事

○委員

7番目の案件ということで、××のほうからお願いいたします。

○説明者

××と申します。よろしくお願いいたします。

××で発注いたしました路側式標識等設置工事の入札契約状況につきまして、ご説明いたします。

お手元の説明書1ページをご覧くださいと思います。

初めに入札の方式でございますけれども、指名競争入札でございます。

工事名は、路側式標識等設置工事であります。

工事種別は主に道路標識の設置工事でありますので、とび・土工工事としております。

本工事は、国庫補助の対象工事であり、工事場所は××であります。

次に工事の概要につきましてご説明いたします。

工事の内容は、××の道路標識の更新及び道路標示の塗り替えであります。

交通規制標識は一時停止、最高速度、駐車禁止標識等で、老朽化、破損等により、視認性が低下した標識88本を更新する工事でございます。

道路標示は、摩耗等により、標示が薄くなった横断歩道44カ所、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止250メートルの塗り替え工事であり、その総延長は1,438メートルとなっております。

以上が工事の概要でございます。

続きまして、本工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明いたします。

××による交通規制の道路標示、交通規制標識の設置等工事につきましては、入札参加資格登録業者のうち、施工が可能な業者が限られておりますので、昨年度は業者の指名につきましては予定価格500万円未満は5者、500万円以上1,000万円未満の工事におきましては6者を指名していたところであります。

なお、平成26年度、本年度からはより競争性を確保するため、土木部の基準にならい、12者を指名して行っております。

本工事につきましては、予定価格が消費税込み558万6,000円でありましたので、指名競争入札の方法により発注いたしました。指名業者につきましては、お手元の4ページ、指名業者選定理由書をご覧くださいと思います。

指名業者の選定に当たりましては、建設工事入札参加資格を有する業者で施工可能な業

者23者の中から、××で多くの施工実績がある6者を選定いたしました。

選定業者の中に、××の業者がおりますけれども、これは営業所が××にありまして、××で施工実績のある業者であります。

これらの選定業者は、信用度が高く、手持ち工事の状況から受注が可能であり、工事体制が現場に近いなどの地理的条件もよく、技術者も確保でき、施工技術水準なども実績があることから、入札委員会による審議を経て指名いたしました。

続きまして入札の経緯、結果についてご説明いたします。

戻りまして1ページ一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

入札参加者は6者でありました。電子入札により平成25年11月11日に開札した結果、最も安い価格の札を入れました××が落札、金額は税抜きで494万円でございます。

契約金額は494万円に消費税を加えまして518万7,000円であります。落札率は、予定価格が税抜き532万円に対しまして、入札額が494万円でありましたので、93%となっております。

入札結果により、××と契約いたしました。入札結果と契約の内容につきましては5ページ、6ページに記載したとおりでございます。

最後に、工事の施工状況についてご説明いたします。まず本工事の施工区域ですが、8ページをご覧ください。××の工事となりまして、その施工箇所数は交通規制標識の更新が88カ所、横断歩道の塗り替えが44カ所、はみ出し通行禁止の黄色いライン塗り替えが1カ所の計133カ所となります。

9ページをごらんください。

この地図は、××の施工場所の一部となります。緑色が標識、青色が道路標示の施工場所となります。地図に赤丸で囲った緑色の2-6がありますが、老朽化した最高速度、駐車禁止の規制標識を更新した箇所であります。これにつきましては10ページの施工写真をごらんください。

上段が施工前、下段が施工後の写真であります。

9ページに戻っていただきまして地図のほうを見ていただきますと、また赤丸で囲った青色の9・10というものがございます。左上のほうですね。ここは小学校前の横断歩道が薄くなったため塗り替えを実施した場所でございます。11ページをごらんください。

写真、横断歩道の塗り替え前と塗り替え後の完成写真となります。

続いて12ページをごらんください。

12ページの写真は、はみ出し通行禁止の黄色い中央線が消えかけていましたので塗り直しました。ご覧のとおりでございます。

9ページの地図で申し上げますと、青の8番という所の箇所になります。

そのほかの場所につきましても同様の施工であったため、ここでの写真等の説明は省略させていただきました。

工事は工期内に終了いたしまして、1月14日に完成通知を受け、1月22日に完成検査を実施して、仕様書どおりの完成しておりましたので、同日引き渡しを受けました。

7ページをごらんください。7ページには工事成績の評価、結果がございます。このような形で業者のほうに通知をしております。

以上で、この路側式標識等設置工事についての説明を終了させていただきます。ご審議

のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等よろしくお願ひします。

○委員

6者の選定した理由が、多くの実績のあるという言葉でしたけれども、それをもう少し詳しく説明していただけますか。例えば、今回は133件というような工事の件数になってますよね。そのぐらいの細かさの合計数を何かラインを引いて、そのライン以上が6者だったとかということなのか、それとも入札を1件として何件以上を6者といっているのかという、その基準のようなものなんですけれども。

○説明者

箇所数というよりは、それまでの入札の落札した実績に応じてということと考えております。

○委員

落札回数ですか。そうすると、何か落札回数、何年間の間とかということと、条件があってということですね。つまり、この多くの実績のある6者ということで、それ以下の落ちた、指名されなかった会社からこの基準に対して何か疑義が生まれるようなことというのはないんですかという意味です。

○説明者

そういった疑義は、直近、最近の実績の中で落札の機会の多い業者、施工実績の高い業者というもので選定しております。特にそういった疑義なりが生じているという状況はございません。

○委員

指摘があれば、実は何年かの間で何件以上ですよというような回答ができるような、そういうラインを設定はしているということですか。

○説明者

そうですね。言われれば何年間でこのぐらいの実績のある会社ですよということは、こちら側では答弁できるようにはしております。

○委員

この指名のときの要件の施工可能業者というやつなんですけど、済みません、途中で説明があったのかもしれない。施工可能というのは何が基準なんですか。手持ち件数というのも一つなのかもしれないですが、設備とか人員とか何か特殊な技術がいるとか、そんなんで何か設定されてるんですか。

○説明者

施工の可能な条件としましては、指名選定の理由書に記載のとおりですが、路面施工技能士の技術があったりとか、あるいはもちろん県に登録されてるというのは最低の条件なんですけれども、あとは、過去の施工した実績がある業者でというのが主な条件となります。

業者は、過去に実績がありまして、評価を受けているということになります。

○委員

工事成績評定の評定点ですか、こういったものというのは当然管理されていらっしゃるんですか。

○説明者

65点以上が合格ということになりますので。

○委員

済みません、1ページの大体同じような辺りだと思うんですけども、今までは実績によって指名の該当者6者ということで、その説明の中で施工可能業者が限られているということになってはいますが、今年度はルールを改められたと。

その手法といいますか、要するにエリアを広げたのか、どういうことで12者にできるんですか。

○説明者

もともと可能業者というか、実績のある業者が23者県内でございまして、昨年度までは金額によって5者、6者ということをやったんですが、県の土木部では12者を指名していたものでありまして、その××が少なくする理由がなく、過去の実績から見るとどの業者も実績があるものですから、県と同じように12者選んで競争性を高めたというのと、あとは業者さんからすれば受注機会を増やしたということになると思います。

○委員

ですから、選ぶときに地理的条件というのも、今も入ってると思うんですけど、そこまでちょっと。

○説明者

拡大をしています。

○委員

拡大をしてということで増やしたという解釈でいいですか。

○説明者

無理のない範囲だと考えまして。

○委員

わかりました。

○委員

今日の意見等も踏まえながら、また今後の発注をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、午前中はこれで。

休憩 午前12時05分

再開 午後1時03分

(8) 第13号支線用水路その2工事

○委員

それでは、午後の審議を始めたいと思います。××からのご説明です。よろしくどうぞ。第13号の支線用水路その2工事のご説明を。

○説明者

××と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議対象地や工事について説明させていただきます。

お手元の1ページでございます。

説明に入る前に資料の一部修正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。1番目の工事名、上から2段目のところに地盤沈下対策××3期地区第3工区と書いてあるかと思うんですけども、こちらのほうが第13号支線用水路その2工事でございます。訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、お手元の資料1ページの審議事案説明書に基づきまして説明いたします。

まず入札方式でございますが、一般競争入札となっております。

次に工事名でございますが、地盤沈下対策事業××3期地区、第13号支線用水路その2工事でございます。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所は、××でございます。

資料の後ろのほうの20ページを見ていただきたいと思います。こちらのほうが位置図となっております。今回の工事場所はこの赤の点線で囲ったところの用水路工事でございます。ちょうど図面の左上から右側に流れているのが、一級河川の××でございます。

真ん中、地図の中央を上から下に線が入っているのが××、右側に黒の点線で表示されているのが、現在建設中の××でございます。ですから、××に挟まれた××の右岸の部分でございます。

もう一度、資料の1ページのほうに戻っていただきたいと思います。

工事概要でございますが、本工事は用水路工事としまして、管水路工L=151.7メートルの工事を実施しております。管工事のため、既設の道路を掘削しまして、その道路の下に塩ビ管、口径300ミリメートルを埋設しております。

また、後ろに戻って大変恐縮ですけど、23ページ、一番最後のところに工事の管の敷設状況が書いてあります。道路を掘削しまして、その下に塩ビ管の管を埋設しまして、これを埋め戻すということで、今これはちょうど工事の実施中のところでございます。

その一つ前の22ページ、ちょっと色が悪くて申しわけないんですけども、上が着工前ということで既設の道路。下が掘削した後に舗装を直したところの完成写真となっております。

申し訳ないんですが、また1ページに戻っていただきたいと思います。

ちょうど真ん中辺、入札参加資格でございますけれども、4項目ほど条件を付しております。

まず1点目が入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の格付けがB等級であること。

2点目が過去10年以内に茨城県内において、国、地方公共団体、または独立行政法人、県の外郭団体が発注した同種・類似工事を元請けとして施工し、竣工した実績があること

ということで、同種工事につきましては、農業用の送水管、パイプライン工事とする。類似工事としましては、上水、工水道の工事、下水道工事、農業集落排水工事でございます。

3点目が、次の要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できることということで、1級または2級土木施工管理技士の資格を有するなど、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得る者であること。

4点目が××に建設業法に基づく主たる営業所があることの4点ほど条件を付しております。

続きまして入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、1点目がこの本工事は1,000万以上の工事でございますので、一般競争入札として実施しております。

2点目としましては、当該工事は支線用水路の管水路工事であり、道路下に埋設することから、掘削時の安全管理や施工・品質管理が重要な工事であるため、技術力確保を目的とした施工実績要件を付しております。

入札参加資格確認申請者数ですが、7者となっております。

入札参加資格確認結果としましては、7者が有りとなっております。

契約金額は1,254万7,500円となっております。

参加資格がないとされた理由につきましては、該当ありません。

続きまして、入札の経緯及び結果としまして、入札参加者は6者となっております。落札者は××に本社があります××でございます。予定価格は税抜きで1,353万円、最低制限価格は1,178万円で、入札金額は1,195万円でありまして、落札率は88.3%となっております。

以上であります。添付資料としまして、2ページに入札の書取書がございます。

3ページが、本工事の工事執行概要書。

4ページから11ページまでが積算の内訳となっております。

12ページから15ページが入札公告となっております。

16ページが契約内容の公表となっております。

17ページ、18ページが変更契約内容の公表と、変更理由書となっております。

19ページが工事成績評価結果表で評点は74.2点となっております。

20ページ以降が先ほどご説明した位置図と、21ページが平面図、22ページが完成写真となっております。

以上で私の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等よろしくお願いたします。

○委員

済みません。

○委員

はい、どうぞ。

○委員

契約変更のところですけども、18ページの設計変更内容内訳表のところでは別紙のとおりと書いてありますが、この別紙は添付されていないということでよろしいんですね。下の欄の。18ページの下。

○説明者

設計書の中では詳細がついてるんですけど、これにはちょっとつけておりません。

○委員

ここにはついてないということですね。わかりました。あと変更理由の1から4まであるんですけども、これ1番と2番は金額が増加したということで、三つ目が減額ということで、それぞれ内訳というのは今お分かりになりますか。

○説明者

仮設関係の内容は土留め工事の追加ということで、直接工事ですけども160万ぐらいふえています。

曲管が2本使っております、約26万の増です。

石灰処理の減が、石灰処理の減ですね。約120万ですかね、減額。

精査の主なものは、延長は変わってないですけど、掘削がさっきの曲がり管、ちょうど下水道管にぶつかってしまうので、それを避けるために下越ししてますので、その掘削が若干多くなったり、そういうのが精査という形でとられると思われま。これで見ると。

○委員

増ですね。精査によるという4番は増になりますか。

○説明者

増減がちょっとあるので、どれが増。

○委員

増減あるんですね。

○説明者

種類がいっぱいあるので、その数量変わってるものは一応精査という形で、金額の少々の増減はそういう形で計上されると思います。主なものは理由書でちょっと挙げてますので。

○委員

いいですか、ほかの質問で。

この工事名は、用水路のその2という番号が振ってあるんですね。その1が当然ありますね。分割発注になって。

○説明者

この場合、24年度に一部発注、ほとんどの延長を発注してるんですが、その残った分を25年度に発注してるという形になります。

○委員

ちなみに24年度の発注のときには、業者さんはこれを契約した業者さんとは別ですか。同じ業者さんでしたか。

○説明者

ランクが、24年度は4,000万以上だと思ったんです、確か。ですから、ランクがAとS級になってしまうので、この業者さんはBランクなので、それは入ってないと思います。それよりランクが上の会社になります。

○委員

わかりました。そのときもあんまり問題なく応札者が出て契約できたということだね。

24年も。

○説明者

同じような感じだったと。

○委員

下水管は同じ××の管轄、別の。

○説明者

別です。市、町ですか、町ですね。

○説明者

農集排は町。公共下水道になると、また町の中の別の部署が管理しています。

○委員

わかりました。違うからデータが共有されてないという感じです。

○説明者

一応はそういうのも調べたりはしてるんですが、深さまでがちょうど掘ってみたいと。

○委員

掘ってみたいとわからない。

○説明者

そういう状況だった。

○委員

入札とは関係ないんですが、ちょっと評点がやや低めに出てるような、結果について。印象があるんですけども。

○説明者

評点は大体平均70点台なので、平均に近い、ちょっといいくらいですね。平均ですね。

○委員

わかりました。悪いほうではないということですね。

○説明者

悪いほうではないと思います。

○委員

わかりました。

○委員

それでは、ほかに質問なさそうですので、この案件の審議はこれまでにいたします。先ほどまでの意見とか質問とか踏まえまして、また今後の発注のほうに活かしていただければと思います。どうもありがとうございました。

○説明者

わかりました。どうもありがとうございました。

(9) 河川除草工事

○委員

それでは9番目の案件ということで、××のほうから河川除草工事の入札につきましてご説明を。

○説明者

××でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元の9番目の案件、河川除草工事につきまして資料1ページ、審議案件説明書をご覧いただきたいと思ひます。

工事の名称でございます。××河川除草工事でございます。

工事の種別といたしましては、土木一式工事に該当するものでございます。

工事場所でございます。××ほかということでございまして、9ページの位置図をごらんいただきたいと思ひます。

当事務所の東側、管轄境界付近を流れます××でございます。先ほど申しました場所につきましては、××、区間としましては上流側が広域農道にかかっている××という橋から下流、そして南側につきましては、××というこの場所の区間でございます。

工事範囲でございます。××の管内12河川のうち管内の東側を流れる、東側でございますが、××までの3万3,540メートルまでのうち××までの7,100メートルでございます。

1ページに戻っていただきまして、合わせて資料の3ページも見えていただきたいと思ひます。

河川除草工事でございます。工事範囲延長7,100メートル、右岸、左岸合わせまして面積16万平方メートルをハンドガイド式、または肩掛け式といった機械で除草するものでございます。

工期は平成25年6月22日から平成25年9月9日までの80日間で発注したものでございます。

次に入札方式でございます。予定価格、税抜きで690万。税込みですと724万5,000円でありますことから、指名競争入札の方式により入札を執行しております。

5ページから6ページをご覧いただきたいと思ひます。

入札参加資格は、土木一式工事の格付けB等級またはC等級に該当する工事でございます。××管内の業者8者、××から4者、××から4者、8者を選定しております。さらに管外から4者を、××から2者、次のページ××から2者と4者を信用度及び地理的条件を考慮いたしまして、工事現場に近い業者から選定してございます。

次に入札の結果でございます。1ページに戻っていただきたいと思ひます。合わせて2ページの手取書をごらんいただきたいと思ひます。

指名した12者のうち2者が入札しなかったということで、10者で執行しております。予定価格は税抜きで690万ということでございまして、最低制限価格は税抜きで572万円にいたしまして、落札したのは××、落札金額は税抜きで640万、落札率は92.8%となっております。

平成25年8月5日に工事完成通知を受けまして、8月12日に完了検査を行っております。

除草工事は、工事成績の評定対象外ということでございまして、評価報告書はございません。

最後になりますが、8ページの工事の状況をお示ししました写真を見ていただきたいと思ひます。

上から川表、水が流れている側になりますが、川表側の着工前、そして施工後の写真で

ございます。

2段目が川裏側、これは民地側といいますか、そちら側の状況の写真で着工前、施工後。合わせて3段目が天端。堤防の天端の着工前、施工後でございます。

簡単ではございますが、当案件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等よろしくお願ひします。

○委員

毎年度同じような単位、同じ時期に除草はされているという事業なんですか。

○説明者

そうですね。かつては年に2回というときもございましたけれども、今はお盆前を目途としまして年に1回除草を行っておるということでございます。

○委員

1件当たりのその工事の範囲といいますか、その規模も大体変えずに同じ単位で同じぐらの額でということ、ずっといけてる感じですか。

○説明者

ここ数年同じようなロットで、工区で発注してございます。

○委員

これはB等級及びC等級の業者の中から12者選定と書いてありますが、全部で何者ぐらにある。

○説明者

管内の業者数でしょうか。

○委員

はい。

○説明者

B等級、C等級合わせまして135者でございます。内訳としましてはBが48者、Cが87者でございます。

○委員

その中で、この信用度と地理的条件という選定理由書についてあるもので上から順番にどうか、12者を選んだ。

○説明者

そうですね。実はうちの事務所12河川ありまして、草刈りの時期は、ほかの河川も同時に草刈りを行うことで、この工区も合わせまして全部で15工区同時に発注してるという状況でございます。

Bランク、Cランクの業者でございますので、会社の規模は当然大きくないということですが、草刈りを早い時期にやってしまうと伸びてしまうという状況になってしまうので、お盆前のできるだけ集中した期間に草を刈っていただくということで、工区の大きさを決めてございます。それだけの工区を同時に発注しますものですから、そのランクの業者さんからあまり偏ることなく選定をさせていただいているということでございます。

○委員

基本的には地理的状況というのが一番、やはり重きを置くという形になりますか。

○説明者

そうですね。もちろん業者自身も望みませんし、現場からできるだけ近い業者を選んでいく。

○委員

わかりました。

○委員

135者、大体どこかの指名には当たるといった感じですか。

○説明者

そうですね。

○委員

そういうことですね。

○委員

よろしいですか。ちなみにちょっと教えていただきたい。一級河川も国の管理と検査とかいろいろあるけれど、草刈りの調整というのは誰かがやっているんですか、時期。

○説明者

うちでいいますと、××堤防にうちの事務所が管理してる自転車道があるんですけども、そういったところの草刈りは、一定の範囲草刈りをしています。そういった工事についてはもちろん国と調整はさせていただいてはおりますけれども、うちが単独で管理する河川の草刈りにおいては特段の調整はやってない。

○委員

私は、川の近くで何か片方が遅れてきたりすると、そっちの方の人からいろんな話しがあったりするから、そういう時期を合わせたらいいかなと。

○説明者

先ほど申し上げました、うちの河川は年に1回なので、もう一方、国は2回ないしは3回刈っているという状況なので。

○委員

苦情は来ないですか。

○説明者

苦情はまれに出てまいります。

○委員

そうですか。

○説明者

なので、当然、人家のそばだとかそういったところは年に1回だけでなく、別なタイミングで草刈りをするということも必要になってくる場所はあるって、それは別途対応しています。

○委員

少し考慮したほうがいいかなと思って。済みません。

○委員

ほかにはありません。それでは、この案件の審議はここまでとします。今出た質問等を踏まえながら、また今後の発注に活かしていただければと思います。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

(10) - 6 m ・ - 4 m ・ - 3 m 泊地災害復旧工事

○委員

それでは10番目の最後の案件ですが、××のほうから-6 m ・ - 4 m ・ - 3 mの泊地災害復旧工事の件について、ご説明願います。

○説明者

××でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の資料のナンバー10ということになります。私ども××発注の-6 m ・ - 4 m ・ - 3 m泊地災害復旧工事についてでございます。名前が、工事内容と少しいメージが違う、浮かばないような内容ですので、名前のほうからちょっとご説明させていただきます。

まず、マイナス6メートル・マイナス4メートル・マイナス3メートルと書いてございますけれども、これは漁港の中でそれぞれの場所で決まっている水深のことでございます。平均的な水面の高さから、例えばマイナス6メートルというのは6メートルの水深を確保すると、そういう場所ということになります。

対象となっておりますのは水深の6メートル・4メートル・3メートルの場所、それから泊地という言葉でございますけれども、これは漁港とか港湾の専門用語でございます。港の中で船を泊めておくところということで、泊地ということと呼んでございます。

この泊地の災害復旧工事ということで東日本大震災で津波で砂が流れ込んでしまって、それでかなりこういった泊地が埋まってしまった。そこを元の計画の深さまで浚渫して土砂を撤去するというような工事をやってございます。

資料の1ページの上段のほうでございます。審議事案説明書ということで、まず表の一番上、入札方式でございますけれども、一般競争入札実施要領に基づきまして一般競争入札方式としてございます。

それから、この工事でございますけれども、県の特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要綱というのがございますけれども、これを適用しまして、特定建設工事共同企業体、通常特定JVという言葉で呼んでございますけれども、複数の企業で企業体を組んでいただきまして、それで工事を実施していただいているというようなことでやってございます。

この資料につきましては、既に参考ということで1枚紙で委員の皆様にお配りされているかと思えます。特に大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際しまして、技術力等を結集することにより、工事の安定適正化を確保すると、こういうことを念頭に置きましてこういったJVへの発注ということをやっております。

港湾の場合でございますけれども、特に規模につきましては××の内部で一応1億円以上の工事につきましては大規模扱いにしようということを決めてございます。

それからもう1点、技術的な話でございますけれども、港湾の場合はご存じのように海

上でやるというような工事がございまして、通常の例えば気象条件のほかに波浪でありますとか、そういった工事の施工に影響を与えるような条件がございまして、それからあとは例えば潜水コードを使ったりとか、そういった海中での作業というようなことも出てきますので、ある程度技術的な経験とか影響が問われる、必要であるというようなこともございまして、先ほど申し上げました参考資料のような共同企業体の制度を使いまして工事を発注してございます。

資料の1ページのほうに戻っていただきまして、次の欄、工事名でございましてけれども、先ほど申し上げました工事名でございまして。冒頭に番号を振ってございましてけれども、××-6m・-4m・-3m泊地災害復旧工事でございます。

工事の種別でございましてけれども、土木一式工事ということで、工事場所でございます。××ということで、××。××があつて有名なあそこの漁港でございます。

工事の内容に入つてまいりますけれども、20ページのほうにちょっと見にくいんですけども、平面図を掲げてございまして。簡単に浚渫する場所を申し上げますと、手前のほうが××の市街地になってございまして。この前面に港がつくられておるわけでございますけれども、この中でアメーバー状というか、黒く塗つてあるところ、ここが点在しているんですけども、こういったところを、この黒いところを浚渫するというところでございまして。

それで浚渫したものににつきましては、図面でいいますと左側、ちょうど長方形の四角が囲つてございましてけれども、ここをちょうど震災の当時は護岸を周りに回してポケットのような状態になって中に土が入つてなかつたということなんで、ここで今回の工事で浚渫した土砂を、ここに陸揚げしまして土砂処分ということですけども、埋め立てに供したということをやつてございまして。

水深が書いてないんですけども、大まかに申し上げますと図面の中央より左側のほうに少し黒が多くございましてけれども、ここが水深の3メートルの場所でございます。それからそれより右側、突端のほうでございましてけれども、この辺がマイナス6メートルということでございまして。それからもう一つマイナス4メートルのところは右下の本当に狭いエリアなんですけれども、一番右下に黒く少し塗つてある、このエリアがマイナス4メートルということになってございまして。

1ページのほうに戻つて工事概要ということで4段目になりますけれども、まず泊地の浚渫工ということで、面積につきましては5万6,952平方メートル、それから土量につきましては6万3,528立米ということになってございまして。

第1位まで記載しておりますけれども、港湾の工事の場合は国のほうの基準を準用しておりますけれども、第1位まで、ラウンドしないで第1位まで全て計上するというようなルールになってございまして、細かい数字になってございまして。

続きまして入札参加の資格でございましてけれども、先ほど申し上げましたように特定JVの場合は複数の企業が参加されるということで、今回は2者で構成するという条件をつけてございましてけれども、2者のうち出資比率が大きいほうを代表構成員ということで、これは30%の出資比率を占めるということをしてございましてけれども、代表構成員の要件というのを、ここに主だったものを五つ書いてございまして。

1点目、上から順に申し上げますと、平成25年、26年度茨城県建設工事の入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事格付けがSであり、かつ、浚渫工事の搭載があるこ

とということでございます。

2点目は、平成10年4月1日から平成25年の3月31日までの15カ年度間以内に竣工しました国内の港湾等の工事のうち、しゅんせつ工事を元請けとして施工した実績があること。

3点目でございます。技術者の要件でございますけれども、以下に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できることとしており、①としまして1級土木施工管理技士の資格を有する者である。②としまして監理技術者にあつては、監理技術者資格者証等を有する者であること。③といたしまして、過去15カ年度以内に技術者等として代表構成員の実績と同様の工事を施工した実績があること。

それから4点目でございますけれども、県内に建設業法に基づく営業所の本店、または支店等があること。

5点目でございます。土木一式工事においては、特定建設業の許可を受けていること。などとしてございます。

続きまして後段のほうでございますけれども、代表構成員以外の構成員の要件でございます。

主なものとして4点掲げてございます。

1点目は、県内に建設業法に基づく営業所の本店があるということと、先ほど申しました入札参加資格者名簿、ここに登載されました土木一式工事格付けがSまたはAであること。

2点目は、過去15カ年度以内に竣工した工事のうち、県内の港湾等におきまして土木工事を元請けとして施工した実績がある。

3点目でございます。次に掲げる技術基準を満たす主任技術者等を専任で配置できることとしており、工事経験を問わず、その他は代表構成員が主任技術者と同じとなってございます。①としまして1級土木施工管理技士の資格を有する者である。②としまして、監理技術者にありましては、監理技術者資格者等を有する者であること。

4点目は、土木一式工事において特定建設業の許可を受けていること。

こういうことにしてございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、本工事、港湾の工事であるため、波浪等の海上気象を十分に理解した上で、工事の安全・工程・品質を確保するため、業者の施工実績及び経験等に加えまして、離職者の新規雇用計画、これを評価の対象といたしまして、価格外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施してございます。

次でございますけれども、入札参加資格設定の理由のかつこ書きのところでございますけれども、上の資格要件を満足します応札可能業者数でございますけれども、代表構成員が30者、代表構成員以外が34者となっております。

次に入札参加資格確認申請者数は3者で、次の欄でございますけれども、入札参加資格確認結果は全てが参加資格を満足してございました。

次に契約金額につきましては2億2,260万円、税込みとなっております。

最後に一番下の入札の経緯及び結果につきましては、入札参加者は3者でございまして、落札者は××特定建設工事共同企業体が予定価格2億2,290万円（税抜き）に対しまして、入札金額2億1,200万円（税抜き）の評価値第1位で落札してございます。なお、落札率に

つきましては95.1%となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。では、ただいまのご説明につきまして、ご質問等よろしくお願ひいたします。

○委員

よろしいですか。

○委員

はい、どうぞ。

○委員

ちょっと本筋と関係ないところかもしれないんですけども、本日、別の案件で××の話で××の案件があったんですけども、恐らくこれ関連していて、同じ××が結果的に受けた、随契で受けたというようなことなので、この事業かなと思っているんですが、県の港湾関係の仕事の中で、××と××というのがどういう役割分担になっていますか。

○説明者

基本的には××が県内の港湾と、私ども県が管理者になってます港湾と、それから漁港、これの工事をするとということになってございます。

それで、通常工事の場合は既に委員の皆様ご存じのとおり、入札の手続きをしまして、それで工事業者が決まれば、今度は工事の監督をする。それから最終的に検査を受けるということで、あとは支払いの手続きとかもあるわけですけども、原則論としては一律的にそれは全て事務所がやるということになってございます。

ただし、通常は1億円以上ですけども、予定価格が1億円以上になる場合につきましては、入札手続きのほうを県庁のほうでやるということになってございます。それで、今回の場合1億円以上の工事ですんで、××のほうが入札の手続きをして業者を決めるまでをやるということになります。その後は事務所のほうが監督、あるいは工事が完成すれば完了の検査なり手続きをするというような、そういう役割分担で県の工事を進めてございます。土木ですけども。

○委員

額が大きいので、入札の手続きのところは本体のほうでやっているという。

○説明者

そうです。

○委員

済みません、同じような時期に県もいて、ほかのところでもこれに類するような大きな港湾関係の工事というのはあったんでしょうか。つまり、結構、応募可能者数というのは多いんですが、応募してきたのは3者。

○説明者

最初に申し上げましたように、東日本の大震災の災害復旧工事でございます。茨城県の港湾、漁港ですが、既に皆様ご存じかもしれませんが、ほとんどどの港も壊滅的な被害を受けた。一時的に機能が完全にまひしたというような状況でございます。

港は非常に、一つ一つの港、規模も大きい港もございまして、ちょうどこれを発注し

た時期は震災から既に2年たってるんですけども、まだ本当に災害復旧をやっているというか、至るところでやっているという状況でございます。

ちなみに災害の復旧工事でございますけれども、港湾に関しましては、やっとなら震災からもう4年たとうとしているんですけども、今ちょうど最後の一工区の工事をやって、なんとか今年度内、3月までに全て終わるだろうというところまで来ています。

漁港につきましては、ちょっと後発的に出発したものですから、特に北のほうの港が被災状況がひどくて、27年度いっぱいまでかかるんじゃないかということで、まだまだ港湾のほうはたくさん工事をやっている状況でございます。

○委員

ということで、そういう意味合いで少ないということ。

○説明者

ええ、私どもはそういうふうな認識をしております。

○委員

ほかにはありませんか。今後とも適正な発注を心がけていただきたいと思います。

○説明者

ありがとうございました。今後ともよろしくご指導いただければと思います。

閉会 午後1時56分